

## 学校における災害（負傷等）による災害共済給付制度の利用について（お知らせ）

日頃より桜川市の学校教育につきましては、ご理解ご協力いただき誠にありがとうございます。

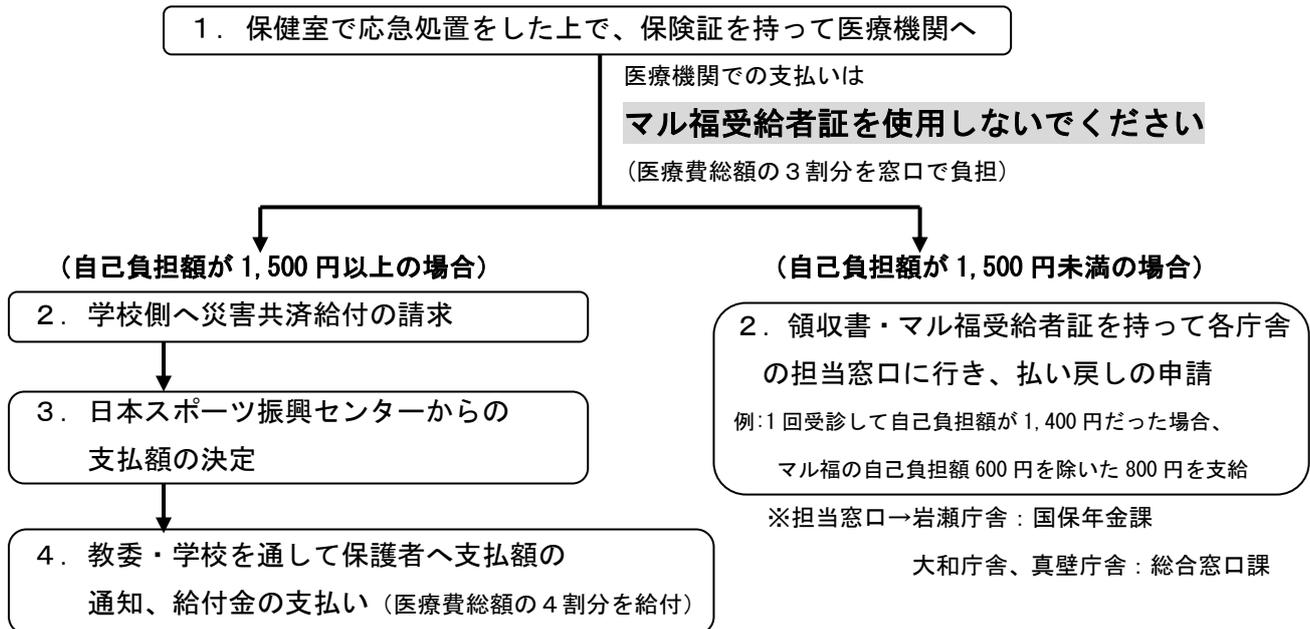
さて、桜川市では平成24年度よりマル福（医療福祉費）対象者を拡大し、中学3年生までの全てのお子様が多額療養費の対象となっております。それに伴う災害共済給付制度、並びにマル福（医療福祉費）制度について、学校でのケガ等で医療機関を受診する場合の対応について改めてお知らせいたします。

### \*災害共済給付制度とマル福（医療福祉費）の関係について\*

小・中学校や幼稚園の管理下において発生した災害（負傷等）については、**災害共済給付制度が優先**となります。そのため、学校でのケガ等で医療機関を受診する場合には、マル福受給者証は使用しないでください。窓口で医療費総額の3割分を負担していただいた後、各学校・幼稚園で災害共済給付の請求をしてください。後日、見舞金を含む医療費総額の4割分が学校を通して給付されます。

（※金額によっては災害共済給付制度の対象にならない場合もあります。）

### \*学校の管理下で災害に遭い病院等を受診したとき（医療費の請求）\*



※学校管理下におけるケガ等でマル福制度を利用して支払いした場合、本来であれば日本スポーツ振興センターから支給される医療費を、市の予算から医療機関に支払うこととなります。マル福を利用して災害共済給付制度を申請した場合でもマル福自己負担分+医療費総額のうち見舞金1割分が支給され、保護者の皆様の負担は変わりません。しかしながら市の財政が厳しい折、適切な医療費の支出にご協力くださいますようお願いいたします。

#### 問い合わせ先

桜川市教育委員会学校教育課 学校教育グループ  
TEL : 0296-55-1198 (直通)  
0296-55-1111 (代表番号)